明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令
（**総務**四八）　一

〔告　示〕

○障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件
（**厚生労働**二三一）　二

○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件
（**農林水産**六五八）　八

○出願公表後に名称変更がなされた件
（**同**六五九）　二

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三

特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人海洋研究開発機構、日本放送協会入札、日本弁護士連合会裁決関係　四

地方公共団体
行旅死亡人関係　五

会社その他

会社決算公告　五

省令

○総務省令第四十八号

国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成十八年政令第七十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第百四十三号）第四十条の規定に基づき、及び恩給法（大正十二年法律第四十八号）（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年第百五十五号）附則その他恩給に関する法令を含む。）を実施するため、恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月十五日

総務大臣　新藤　義孝

恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令

（恩給給与細則の一部改正）

第一条　恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（支払通知書が還付されたときの取扱い）」に、同条第一項を次のように改め、同条第二項を削る。

第十条　総務省人事・恩給局長は、恩給の支払額、支払開始日等を記載した支払通知書（支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十六条第一項の規定による通知の文書又は同条第三項に規定する国庫金送金通知書をいう。）が還付され、権利者の所在が明らかでないときは、還付された日以後の支給期月に支払うべき恩給の支給を差し止めることができる。

別紙第四十四号書式を次のように改める。

別紙第四十四号書式

年金の受給に関する申立書

（次の該当する番号に○印をつけてください。）

私（扶助料請求者）は、下の表の年金を　(1) 受けている。　(2) 受けていない。

（「(1)受けている。」に○をつけた方は、下の表の受けている年金の種類の番号に○印をつけ、該当の年金証書の写し（年金額改定通知書又は年金振込通知書でも可）を添付してください。）

年金制度	年金の種類（年金コード）
恩給法	1 普通恩給　2 増加恩給　3 傷病年金
厚生年金保険法	1 老齢厚生年金（1150）　2 障害厚生年金（1350） 3 老齢年金（0130）　4 障害年金（0330）
国民年金法	1 障害基礎年金（1350，2650，5350，6350） 2 障害年金（0620）
船員保険法	1 老齢年金　2 障害年金